

## 質疑回答書

件名：十日町市役所本庁舎ほか41施設で使用する電力の供給

No.	質疑	回答
1	各施設の現在の計量日を教えてください。	毎月1日です。
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	ついています。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	十日町市松之山支所・松之山診療所で、現在、契約電力20kwの契約がありますが、発電及び使用はおこなっていません。また、令和6年度中に契約を終了する予定です。それ以外の施設では、契約はありません。
4	今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。	次の施設で、融雪用電力の契約があります。 ・十日町市役所中里支所 ・吉田小学校 ・鏡島小学校 ・水沢小学校・水沢給食センター ・南中学校 ・水沢中学校 なお、今回の入札では、この融雪用電力の契約は含みません。  このほかの施設については、融雪用電力の契約はありません。 (主契約の電力を融雪にも使用します。)
5	融雪設備等は設置されていますか。	ロードヒーター等を設置している施設があります。 お見積りに必要でしたら、詳しくお問い合わせください。
6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札書に記載する日付は、入札日(令和6年12月12日)としてください。
7	入札額の算定時の力率について、力率100%(力率割引を考慮する)で算定してよろしいでしょうか。	今回の入札では、専用の積算内訳書(様式8)を使っていただきます。  そこに予め全ての条件を入力してありますので、基本的に「各単価(黄色のセル)」のみを入力していただければ、結構です。  積算内訳書(様式8)の積算額と入札額が一致しない場合、入札の条件に違反したものとみなし、その入札書を無効とします。  開札時には、各単価をもとに検算します。
8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	基本料金及び電力量料金の単価は、税込です。
9	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	回答7のとおりです。
10	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	請求書の電子化については差し支えありませんが、請求の際にメール等でもご連絡ください。
11	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	回答10のとおりです。
12	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
13	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	契約書に記載の単価は、税込価格としていただきますので、ご質問のとおりで差し支えありません。
14	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応していません。ご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
15	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。(長期連休時に20日頃になる可能性がございます)ご承諾いただけますでしょうか。	請求書の到着は、翌月の20日頃でも差し支えありません。
16	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。 なお、支払日は、請求書の受領日から約2週間後です。
17	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	請求書は、入居者別に付ける必要はありません。
18	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	請求書は、施設別に発行してください。
19	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	回答18のとおりです。
20	弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。※あくまでも順次掲載のため確約できるものではありません。	差し支えありません。

No.	質疑	回答
21	仕様書3その他(4)記載の内容について、検針結果(種別、使用電力量、単価、料金等)各項目は質問20の通り、Webサイト上で確認可能となります。ご契約時に請求書を施設毎発行を選択された場合は各施設毎に、あるいは全施設一括発行を選択された場合は一括にてご確認が可能となります。ご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
22	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、十日町市内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によります。 なお、入札額の算定にあたっては、回答7のとおりです。
23	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
24	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	電力供給条件仕様書において「力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、十日町市内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による」としておりますので、これに変更がある場合は、当然に協議が必要になると認識しています。 また、「入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する」としておりますので、燃料価格・電力価格の高騰、容量拠出金による負担増などを理由として、燃料費等調整額以上の料金の積み増しを求められた場合、協議をお断りすることがあります。
25	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。  30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。  当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	対応します。
26	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	建築・増築にかかる移転の予定は、ありません。
27	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますか。	別紙1の学校施設において、エアコンの増設工事の予定がありますのでご確認ください。 その他の工事の予定はありません。
28	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご承いただけますでしょうか。	落札者と協議して確認します。
29	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	ホームページで翌日までに公開します。 <a href="https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/zaiseika/1/gyomu/1479716514112.html">https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/zaiseika/1/gyomu/1479716514112.html</a> 公開内容は、同じく掲載してある「令和6年度分入札結果」と同程度です。 この他、落札者にのみ、電話・メール等で通知します。
30	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	対応可能です。
31	契約期間中に、建物の増改築、トランス増設や受変電設備の変更など、電力契約に影響がある工事の予定はあるか。	回答27のとおりです。
32	「電力供給条件仕様書」3(4)について、検針結果の提出形式、方法、時期については、弊社の提出形式等により協議させていただくことは可能か。	協議可能です。
33	「電力供給契約書(案)」第8条について、支払期日を弊社の電気標準約款で定める期日で協議することは可能か。また不可の場合、実際の支払スケジュールについて協議することは可能か。	落札者と協議して確認します。 なお、支払日は、回答16のとおりです。
34	「電力供給契約書(案)」第9条について、遅延利息率を弊社の電気標準約款で定める率とすることは可能か。	遅延利息率の決定にあたっては、十日町市財務規則物品売買契約条項第9条第4項の定めにより、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づきおこなってください。
35	(1)弊社が落札した場合、弊社の契約書様式をもとに、協議のうえ締結することは可能か。(2)(1)が不可の場合、契約書の内容について協議することは可能か。	(1)可能です。ただし、十日町市財務規則と電力供給条件仕様書を遵守してください。
36	契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、弊社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能か。	回答24のとおりです。
37	入札書の日付は作成日を記入するという認識でよろしいですか。	回答6のとおりです。
38	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。	指定はありません。 なお、積算内訳書の印刷に際しては、用紙のサイズ・ページ数等に指定はありませんが、記載事項が見やすいように、適宜設定をおこなって印刷してください。

No.	質疑	回答
39	入札書郵送提出時の外封筒として、簡易書留と同等の取り扱いとなる「レターパックプラス」（追跡、対面での配達可）を用いて送付することは可能でしょうか。	不可です。 入札書の提出方法は、一般書留または簡易書留による郵送に限定しています。
40	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替、クレジットカード払いのみとなり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。予定している支払方法をご教示ください。	支払い方法は、振込です。 振込手数料については、当市負担で差し支えありません。
41	送電開始日は計量日と同日でしょうか。供給地点の計量日をご教示いただけますでしょうか。なお、相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となりますが問題ないでしょうか。	送電開始は、令和7年4月1日0時です。 計量日は、毎月1日としてください。
42	仮に弊社が落札者となった場合、契約書の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	協議可能です。
43	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。また、電気料金のご請求は需要場所単位の一通の請求書で良いが、電気料金の支払（振込）を複数の事業者から行われるということはありませんでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。 また、一通の請求書に対して、複数の事業者から支払いをおこなうことはありません。
44	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費等調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	回答22のとおりです。
45	燃料費等調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	回答22のとおりです。
46	自動検針装置は付いていますか。未設置の場合供給開始から20営業日前までに弊社へ申込書の提出が必要となります。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	回答2のとおりです。
47	契約後に直近1年間分の30分値データの提供をいただくことは可能でしょうか。	回答25のとおりです。
48	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	回答18のとおりです。
49	契約電力が協議制(500kW以上)の施設で、契約切替時に現在の契約電力から増加・減少させる予定はありますか。	該当の施設はありません。
50	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、（基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額となりますがよろしいでしょうか。  【補足説明】 弊社の請求時の基本料金算定方法が、旧一般電気事業者様のように力率割引を含めた一回での計算ではなく基本料金と力率割引額を別々で計算したのち基本料金から力率割引額を引いて算出するものとなっております。算出された基本料金は基本的には同額となりますが、場合によっては端数の関係で0.01円ほどの軽微な差額が出る場合がございますので確認をさせていただいております。 以下、算出の例を記載いたしますので、ご確認ください。  以下が請求時の算定方法になります。 ① ■契約電力 311kW ■基本料金単価：1,111.11円 ■力率 100% 【契約書(案)の算定方法】 契約電力×単価×力率割引 =311×1,111.11×0.85 =293,721.93 【弊社請求時の算定方法】 （基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額 基本料金 =311×1,111.11 =345,555.21 力率割引額 =311×1,111.11×-0.15 =-51,833.28 基本料金+力率割引額 =293,721.93	料金の計算については、つぎのとおりです。  電力供給条件仕様書 3 その他(3)の定めにより、電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとします。 ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。 イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。 ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てます。 エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。  また、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準条件により、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。  電力供給条件仕様書（仕様書に定めない事項については、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準条件）で定める箇所以外の計算過程で端数処理をおこなうことは、認めません。  別紙2に計算式をお示しします。原則、この計算式のとおりに算定いただきます。  なお、力率割引・割増については、この定めのとおりに端数処理されていれば、分けて計算していても差し支えありません。
51	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	回答24のとおりです。
52	落札業者は開札日に決定しますでしょうか。当日に落札業者の通知が難しい場合は何月何日までに通知いただけるかをご教示ください。	原則として、落札者は開札日に決定します。開札日当日中に、落札者への通知が難しい場合は、翌日に通知します。

No.	質疑	回答
53	国又は地方公共団体への電力供給契約書の写しの条件につきまして、現在供給中であり、供給終了していない物件は適応しますでしょうか。また、十日町市役所本庁舎ほか41施設の年間電力量より上回っていることは条件になりますでしょうか。	令和5年4月1日以降に締結し、1年以上供給実績のある物件の契約書を可とします。この条件を満たすものであれば、現在供給中で、供給終了していない物件であっても差し支えありません。また、電力量にも条件はありません。
54	予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。○種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか○契約電力をご教示ください。	予備送電はありません。
55	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとさせていただきますがよろしいでしょうか。	「基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入」することはできません。料金その他の計算における合計金額は、電力供給条件仕様書3（3）ウのとおり、「小数点以下を切り捨て」してください。 再生可能エネルギー発電賦課金および合計金額は、ご質問のとおりで差し支えありません。 詳しくは、回答50のとおりです。
56	当該入札について、十日町市役所庁舎を含む42施設の一括契約という認識で間違いはないでしょうか。	ご質問のとおりで相違ありません。
57	入札説明書3（5）仕様書等は、小売電気事業者が定める各種の約款に優先する。とありますが、仕様書3（1）には仕様書に定めないその他の供給条件については、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。とあります。どちらを優先しますでしょうか。	「小売電気事業者が定める各種の約款」は、仕様書に影響を与えませんが、このうち「十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件」のみ一部を準用して仕様書を作成しておりますので、この2つは、分けて考えてください。 なお、この準用については、令和6年11月14日時点の標準供給条件を準用しているという認識です。入札公告開始後に、標準供給条件に変更が生じた場合の取扱いは、回答24のとおりです。
58	【下水処理センターほか10施設】 ご提示いただいた入札書及び契約書単価設定が季時別のメニュープランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが季節別メニューは必須でしょうか。弊社にて修正してもよろしいでしょうか。	必ずしも季節別メニューである必要はありません。季節、時間帯による単価の区別がない場合は、同額の単価を積算内訳書に入力いただければ結構です。 なお、積算内訳書は、各単価（黄色のセル）以外の箇所への入力・修正は認められません。
59	入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。	不要です。
60	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書あり）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。	請求書の電子化については、回答10のとおりです。 検針結果については、ご質問のとおりで差し支えありません。
61	契約に至った場合は、現行（入札時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇円）を固定するお願いではありません。	燃料費等調整額の算定については、回答22のとおりです。 これに変更があった場合の対応については、回答24のとおりです。
62	計量日は全施設毎月1日でしょうか。	ご質問のとおりで相違ありません。
63	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	回答27のとおりです。
64	全施設スマートメータは設置されていますでしょうか。	回答2のとおりです。
65	第3条（契約電力等） 3項から5項として下記文言を追記願えませんでしょうか。 3 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 4 最大需要電力が500kW以上となった場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を甲乙の協議により定めることとする。 5 4において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。	3については、対応可能です。 4、5については、変更契約により対応します。
66	第6条（計量及び検査） 計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いできますか。 『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合	対応可能です。

No.	質疑	回答
67	<p>第6条（計量及び検査）第8条（電気料金の請求及び支払）</p> <p>記載では「検査に合格した後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途（もしくは16日+3営業日後を目途）に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒検査⇒合格⇒請求            実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。</p>	<p>ご質問のとおりで差し支えありません。</p>
68	<p>第8条（電気料金の請求及び支払）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替での対応でしょうか。</li> <li>・3項として下記文言を追記願えませんでしょうか。</li> </ul> <p>■3 毎月の料金計算は電気料金＝基本料金＋電力量料金とし            基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率（割引・割増）            電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金（ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。）            力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。            平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増とする。</p>	<p>支払方法は、振込です。</p> <p>条文の追加については、記載に一部仕様書の内容と相違する箇所があるため、このまま追記することはできませんが、仕様書と同じ計算の内容であれば可能です。            なお、料金の計算については、回答50のとおりです。</p>
69	<p>第12条（違約金）</p> <p>甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に2項として条項の追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>落札者と協議して確認します。</p>
70	<p>第15条（債権譲渡の禁止）</p> <p>下記文言の追記をお願いできますでしょうか。</p> <p>は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。</p> <p>この後にただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	<p>追加はできません。            （十日町市財務規則 別記 物品売買契約条項 第2条）</p>
71	<p>【燃料費調整について】</p> <p>みなし小売電気事業者（東北電力様）の電気標準約款（高圧）の定めにより公表している燃料費等調整単価を適用する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりで相違ありません。</p>
72	<p>【政府の電気料金支援について】</p> <p>電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>回答22のとおりです。</p>
73	<p>【請求書の送付方法について】</p> <p>郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご承いただけますでしょうか。</p>	<p>回答10のとおりです。</p>
74	<p>【一括請求について】</p> <p>弊社では仕様書や契約書（案）に記載がなく、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行する事が出来ません。</p> <p>また一括請求書を発行の場合、各施設の内訳についてはWEBからのダウンロードとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>回答18のとおりです。</p>
75	<p>【請求書の発行について】</p> <p>弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>回答17のとおりです。</p>

No.	質疑	回答
76	【契約電力について】 現在の契約電力は各施設仕様書の通りでよろしいでしょうか。 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	電力供給条件仕様書に記載の契約電力は、全施設、令和6年9月時点のものです。 現在の契約電力が500kW以上の施設はありません。
77	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。 契約書(案)の通り、1日でよろしいでしょうか。	回答1のとおりです。
78	【料金の請求について】 契約書第6条及び第8条にて「受注者が使用電力量等を算定し、検査合格後に電気料金を請求できる」といった旨が記載されておりますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。 文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
79	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。	初めて新電力に切替する施設は、次の2施設です。 ・十日町市役所松之山支所・松之山診療所 ・海老最終処分場  また、自動検針装置(スマートメーター)は、ついています。
80	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	回答1のとおりです。
81	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。 (例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00)	ご質問のとおりで差し支えありません。
82	予備電力(予備線・予備電源)また、自家発補給電力のご契約はありますか。	回答3および54のとおりです。
83	質疑回答書No.3で自家発補給電力の契約があり、令和6年度中に契約を終了する予定とのことですが、本入札では契約に含めないという認識でよろしいでしょうか。また、弊社落札した場合、自家発補給電力の解約手続きは不要との認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで相違ありません。
84	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
85	質疑回答書No.4、5につきまして、融雪用電力のご契約が主契約に含まれているとのことですが、全施設含まれているとのことでしょうか。また弊社は融雪用電力の契約ができませんので、業務用電力としてのご契約となりますが、よろしいでしょうか。	別添のとおり、回答4を訂正いたします。 本書回答4のとおり、今回の入札では、全施設で、融雪用電力の契約は含みません。
86	入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。 (小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など) ① 基本料金 ② 電力量料金 ③ 年間の合計金額 ⑤ 税込で計算した金額を入札金額(税抜)にする時	今回の入札では、専用の積算内訳書(様式8)を使っていただきます。内訳書の作成にあたっては、回答7のとおりです。  積算内訳書(様式8)では、小計に表示する桁数(見た目の金額)と積算額(入札金額)の計算に用いる桁数とが異なります。 ①基本料金、②電力量料金、③年間の合計金額については、それぞれの計算において端数処理をおこないません。ただし、表示(見た目の金額)のみ、小数点以下第1位を四捨五入しています。 ⑤税込で計算した金額を入札金額(税込)にする時(積算内訳書のオレンジ色のセル)は、端数処理をおこなわないそれぞれの金額(基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金)を合計したあと100/110をかけた数値の小数点以下を切上げしています。
87	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。 その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。 「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」	該当の施設はありません。
88	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	回答50のとおりです。

No.	質疑	回答
89	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。 また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただけますか。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	次の5施設は、複数で支払いします。 ・十日町小学校（分担数2） ・水沢小学校・水沢給食センター（分担数2） ・松代小学校・松代給食センター（分担数2） ・十日町中学校・十日町給食センター（分担数2） ・川西中学校・川西給食センター（分担数2）  分担後の支払い金額の通知については、対応可能です。 請求書の発行については、ご質問のとおりで差し支えありません。 なお、分担して支払いする施設については、変更となる場合があります。
90	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書（案）第16条のとおりです。
91	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気供給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇、〇〇円）を固定するお願いではありません。	燃料費等調整額の算定については、回答22のとおりです。 これに変更があった場合の対応については、回答24のとおりです。
92	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	回答24のとおりです。
93	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	回答24のとおりです。
94	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
95	仕様書3（4）に「使用電力量の検針後、検針結果を速やかに各施設へ通知するものとし、全施設の検針結果について取りまとめの上、十日町市に提出するものとする」とありますが、弊社では請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
96	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
97	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	回答27のとおりです。
98	弊社では、燃料費等調整額の、「燃料費調整額」「離島ユニバーサルサービス調整額」は地域電力会社と同一価格でご請求いたしますが、「市場価格調整額」は含まずにご請求いたします。 落札した場合に弊社の算定方法を適用いただくことは可能ですでしょうか。	回答22のとおりです。
99	入札書に記載する日付に、ご指定はございますでしょうか。	回答6のとおりです。

別紙 1

■令和7年度中に設備の更新を予定している施設一覧

施設名	規格・数量	設置時期
中条中学校	エアコン×4台新設	未定
下条中学校	エアコン×3台新設	未定
吉田中学校	エアコン×2台更新 エアコン×2台新設	未定
水沢中学校	エアコン×3台新設	未定
川西中学校・川西給食センター	エアコン×7台新設	未定
松代中学校	エアコン×5台更新	未定

■電気料金の計算式

$$\text{電気料金} = \left[ \text{基本料金単価} \times \text{契約電力}^{\ast 1} \times \text{力率修正率}^{\ast 2} + \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}^{\ast 3} \pm \text{燃料費等調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}^{\ast 4} \right]^{\ast 5}$$

※1 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。

※2 力率修正率=100%+(85%-平均力率)  
力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。

※3 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。

※4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

※5 [ ]は、ガウス記号(小数点以下切り捨て)を意味します。